射水市農業委員会委員募集要項

　射水市では農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律（平成２８年４月１日施行）に基づき、現在の農業委員の任期満了（平成２９年１２月１７日）に伴い、次期農業委員の募集を下記のとおり行います。

１ 募集人数

　 ２５人

　※選考にあたっては、次の条件があります。

　・認定農業者が農業委員の過半を占めること。

　・農業委員会の所掌する事務について利害関係のない者（中立者）を含めること。

　・委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

２ 任 期

　 平成２９年１２月１８日から平成３２年１２月１７日まで（３年間）

３ 身 分

　 射水市の特別職の非常勤職員

４ 職務内容

 （１）農業委員会での農地法に基づく申請などの審議等

 （２）農地利用最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・

　　 解消、新規参入の促進）に係る現地調査及び指導業務

 （３）その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加

５ 委員報酬 （平成２９年８月３１日現在）

　 月額１５，０００円

 （月額２０，０００円　会長に就任した場合）

６ 推薦を受ける者又は応募する者の資格

 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他

 の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。

 ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

 （１）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方

 （２）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けるこ

　　 とがなくなるまでの方

 （３）市内に住所を有しない方。ただし農業委員の職務を適切に行う者として判

　　 断される場合にはこの限りではない。

 （４）市の職員

 （５）射水市暴力団排除条例（平成２４年射水市条例第１号）に規定する者並び

　　 にこれらと密接な関係を有する方

７ 推薦及び応募方法

 　推薦及び応募の方法は、農業者又は農業者が組織する団体等からの推薦を受け

 申し込む方法と、自ら応募する方法があります。

 推薦・応募書類に必要事項を記入のうえ、郵送または持参により、射水市農業委

 員会事務局（大島分庁舎）へ提出してください。

　 なお、推薦又は応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

 （１）個人（２名以上）からの推薦の場合

　　　 農業委員推薦届（第１号様式）

 （２）農業者又は農業者が組織する団体等からの推薦の場合

　　　 農業委員推薦届（第２号様式）

 （３）自ら応募する場合

　　　 農業委員応募届（第３号様式）

８ 推薦及び応募書類の入手方法

 　射水市農業委員会事務局窓口に備えるほか、射水市のホームページからもダウ

　ンロードすることができます。

９ 募集期間

　 平成２９年９月１日（金）～９月２８日（木）（必着）

 持参される場合は、市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分までに提

 出してください。 郵送の場合は９月２８日（木）必着です。

※ 申込状況等によって、書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、

 受付期間最終日以降に射水市ホームページ等により公表します。

10 選考方法及び任命

　 射水市農業委員会の委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに

 選考を行います。 その後、市議会の同意を得て、市長が任命します。

11 推薦又は応募に関する情報の公表

 　法令の定めにより、受付期間の中間及び終了後に、射水市のホームページ等で、

 提出された推薦又は応募に係る書類に記載されている内容（住所及び電話番号を

 除く。） を公表しますので、あらかじめご了承ください。

　 問い合わせ先

　 射水市農業委員会事務局

　 〒９３９－０２９２

　 射水市小島７０３番地

　 電話０７６６－５１－６６８５